

財団法人ふくしま市町村建設支援機構 職員の給与に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、財団法人ふくしま市町村建設支援機構の職員(財団法人ふくしま市町村建設支援機構組織規程第5条に定める職にある者で、県及び市町村等を退職して任用されたものを除く。以下、「職員」という。)の給与に関する事項を定めることを目的とする。

(給料)

第2条 給料は、財団法人ふくしま市町村建設支援機構就業規則(以下、「就業規則」という。)第16条に規定する勤務時間による勤務に対する報酬であって、第9条に規定する諸手当を除いたものとする。

(給料表)

第3条 給料表の種類は、次のとおりとし、理事長が別に定める。

- (1) 総合職給料表
- (2) 専門職給料表
- (3) 一般職給料表

2 理事長は、民間賃金改定状況等を考慮して給料表の改定を行うことができるものとする。

(職務の級)

第4条 職員の職務は、その職務の内容、複雑、困難及び責任の度に基づいて、前条の給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、給料表級別標準職務表(別表1)によるものとする。

2 職員の職務の級は、前項の職務の級ごとに職員の職務及び勤務成績を基本に理事長が決定する。

(初任給、昇給及び降給の基準)

第5条 新たに職員となる者の給料は、その者の年齢、技術・能力、経験及び在職者との均衡等を考慮して決定するものとする。

2 職員の昇給及び降給は、人事考課委員会が行う勤務評価を基本に毎年6月に実施するものとする。

3 55歳に達した職員については、同年齢に達した日以後における昇給はしないものとする。ただし、上位の職に昇任したときは、昇任後の職の区分に該当する級に昇給することができるものとする。

4 上位の職へ昇任したときは、昇任後の職の区分に該当する級における昇任前の給料の額の直近上位の額(同額の場合はその額)を1号上回る号に、下位

の職への降任したときは、後任後の職の区分に該当する級における降任前の給料の額の直近下位の額(同額の場合はその額)の1号下回る号とするものとする。

(給料の調整)

第6条 職員が満55歳に達したときは、給料の調整を行なうことができる。

2 給料の調整は、職員の勤務成績を考慮して別に定める基準により給料月額
の20%以内を減額するものとする。

3 給料の調整は、原則として55歳に達した日以後における最初の6月1日
から実施する。

(給与)

第7条 この規程で給与とは、給料、管理職手当、扶養手当、住居手当、通勤
手当、超過勤務手当、資格手当及び賞与をいう。

(給与の支給方法)

第8条 給料は、月の初日から末日までの期間につき、給料の月額の全額を管
理職手当、扶養手当、住居手当、通勤手当及び資格手当とともに支給する。

2 超過勤務手当は、月の初日から末日までの期間を翌月に支給する。

3 給与の支給日は、毎月21日(その日が就業規則で規定する勤務を要しな
い日又は休日にあたるときは、その前日)とする。

4 賞与の支給日は、3月1日、6月1日及び12月1日(以下これらの日を
「基準日」という。)に在職する職員に対し、第16条第6項に定める算定期
間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれの基準日の属する月の15
日(その日が就業規則で規定する勤務を要しない日又は休日にあたるときは、
その前日とする)とする。

(諸手当)

第9条 職員に支給する諸手当は、次の各号に定めるところによる。

(1) 管理職手当 管理・監督の地位にある職員に対する手当

(2) 扶養手当 扶養親族を有する職員に対する手当

(3) 住居手当 住居費の一部を補うための手当

(4) 通勤手当 通勤費の一部を補うための手当

(5) 超過勤務手当 正規の勤務時間を越えて勤務することに対する手当

(6) 資格手当 業務上必要な国家資格を有していることに対する手当

(7) 賞与 支援機構の業務向上時の功労報償

(管理職手当)

第10条 管理職手当の対象となる職員及び支給額については、別表第2のと
おりとする。

(扶養手当)

第 11 条 扶養手当は、職員からの届出に基づき、理事長が扶養親族として認定した場合に支給する。

2 扶養手当は月額とし、その対象となる扶養親族及び支給額については、別表第 3 のとおりとする。

3 同手当の支給は、扶養の事実が生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始する。

4 認定を受けた扶養親族が、扶養親族の要件を欠くに至った場合は、速やかに届け出るものとし、その事実が生じた日の属する月をもって支給を終了する。

(住居手当)

第 12 条 住居手当は、自ら居住するために住居を所有または借り受ける場合、職員からの届出に基づき、理事長が支給することを相当と認定した場合に支給する。

2 住居手当は月額とし、その支給額については別表第 4 のとおりとする。

3 同手当の支給は、事実が生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始する。また要件を欠くに至った場合は、速やかに届け出るものとし、その事実が生じた日の属する月をもって支給を終わる。

(通勤手当)

第 13 条 通勤手当は、通勤のため交通機関又は自動車その他の交通の用具を使用することを常例とする職員からの届出に基づき、理事長が支給することを相当と認定した場合に支給する。

なお、通勤手当の算出基礎となる「通勤に要する運賃等の額に相当する額」には、新幹線鉄道等の特別急行列車又は高速自動車国道等の有料の道路を利用する場合の運賃等は含めないものとする。

2 通勤手当は月額とし、支給額については別表第 5 のとおりとする。

3 同手当の支給は、事実が生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始する。また要件を欠くに至った場合は、速やかに届け出るものとし、その事実が生じた日の属する月をもって支給を終わる。

(超過勤務手当)

第 14 条 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して、勤務 1 時間につき第 2 項により算出した勤務 1 時間あたりの給料の額に 100 分の 125 (その勤務が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間にある場合は、その割合に 100 分の 25 を加算した割合) を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

- 2 前項に規定する勤務1時間当りの給料の額は、給料の月額に12を乗じ、その額を1週間当りの勤務時間に52を乗じたものから8時間に18を乗じて得たものを減じて得たもので除して得た額とする。

(資格手当)

第15条 資格手当は月額とし、その対象となる資格および支給額については、別表第6のとおりとする。

(賞与)

第16条 賞与は、基本賞与と業績賞与に区分して支給する。

- 2 基本賞与の支給額は、賞与基礎額の2箇月とし、6月及び12月に各1箇月を支給するものとする。
- 3 業績賞与は、年間の経営収支状況を判断して、3月、6月及び12月に支給できるものとする。
- 4 業績賞与の支給額は、賞与基礎額に3月期、6月期及び12月期ごとに当該年度の収支状況によりその都度理事長が定める率を乗じて得た額とする。
- 5 第1項の規定は、これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員についても同様とする。
- 6 賞与の算定期間は次の区分による。
 - (1) 3月期賞与 基準日前1年間
 - (2) 6月期賞与 12月2日から6月1日
 - (3) 12月期賞与 6月2日から12月1日
- 7 病気休暇の期間並びに停職及び休職の期間は、算定期間から除算する。
なお、除算した後の算定期間における在職期間の支給率は別表第7のとおりとする。
- 8 次の各号のいずれかに該当する者には、第1項の規定に関わらず、賞与は支給しない。
 - (1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に財団法人ふくしま市町村建設支援機構就業規則第45条の規定による免職の処分を受けた職員
 - (2) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁固以上の刑に処されたもの
- 9 理事長は、支給日に賞与を支給できるとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該賞与の支給を一時差し止めることができるものとする。
 - (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪につい

て禁固以上の刑が定められているものに限る。)され、その判決が確定していない場合

(2) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯意があると思慮するに至った場合があって、そのものに対して賞与を支給することが、業務上に対する信頼を確保し、賞与に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持するうえで重大な支障を生じると認める場合。

10 理事長は、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情により、賞与の支給を差し止める必要がなくなったときは、すみやかに当該一時差止処分を解除するものとする。

11 理事長は、一時差止処分を行なう場合は、当該一時差止処分を受ける者に対し、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。

(給与の減額)

第 17 条 職員が勤務をしないときは、その勤務しないことにつき理事長に承認のあった場合を除き、その勤務しない全時間について 1 時間につき、給料の月額に 1/2 を乗じ、その額を 1 週間当りの勤務時間に 5/2 を乗じたもので除して得た額を減額して給与を支給する。

(端数計算)

第 18 条 前条の規定により勤務しない 1 時間につき減額する額を算定する場合において、当該額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

2 第 14 条の規定により勤務 1 時間につき支給する超過勤務手当の額を算定する場合において、当該額に、1 円未満の端数を生じたときは、これを 1 円に切り上げるものとする。

(補 則)

第 19 条 この規程の実施に関して必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則(平成 21 年 5 月 26 日議決)

- 1 この規程は、平成 21 年 6 月 1 日から施行する。
- 2 平成 21 年 6 月 1 日における職務の級及び号給は、理事長が別に定める。
- 3 財団法人ふくしま市町村建設支援機構再生計画で定める再生期間中(平成 20 年 6 月 1 日から平成 23 年 5 月 31 日まで)は、職員の昇給は行なわないものとする。
- 4 平成 21 年 6 月の賞与の支給日は、第 8 条の規定に関わらず 30 日とする。

5 平成 20 年 6 月 1 日施行の財団法人ふくしま市町村建設支援機構職員の給与に関する規程は廃止する。

附 則(平成 21 年 7 月 29 日議決)

この規程は、平成 21 年 8 月 1 日から施行する。

別表第 1 (第 4 条関係)

給料表別標準職務表

総合職給料表		専門職給料表		一般職給料表	
職務の級	職務の内容	職務の級	職務の内容	職務の級	職務の内容
1 級	副課長の職	1 級	技師の職	1 級	主事の職
2 級	課長の職	2 級	副主任技師の職	2 級	副主査の職
3 級	部長の職	3 級	主任技師の職	3 級	主査の職
		4 級	専門技師の職	4 級	主任主査の職
		5 級	管理官の職		

別表第 2 (第 10 条関係)

管理職手当

管理職手当を受ける職員の職	管理職手当の月額
1 部 長	60,000円
2 課 長	45,000円

別表第 3 (第 11 条関係)

扶養手当

扶 養 親 族	手 当 額
配 偶 者	10,000円
子	1人につき 5,000円
その他の扶養親族	4,000円

別表第4（第12条関係）

住居手当

区 分	手 当	額
借家等職員	一律	15,000円
自宅等職員	新築又は購入がされた日から5年間	10,000円
	上記以外	5,000円

備考1 上記以外とは、当該自宅等が新築又は購入がなされた日から5年が経過したものであるほか、その取得事由が新築又は購入以外（相続、譲渡等）であるものが含まれる。

別表第5（第13条関係）

通勤手当

(1) 交通機関等利用者

区 分	手 当 額
1箇月当りの運賃等相当額等の額	支給単位期間に係る運賃等相当額等の額

(2) 自動車等使用者(自転車使用職員を除く。)

片道の使用距離	手 当 額
2 km以上 10 km未満	4,100円
10 km以上 15 km未満	6,500円
15 km以上 25 km未満	11,300円
25 km以上 35 km未満	16,100円
35 km以上 45 km未満	20,900円
45 km以上	24,500円

(3) 自転車使用者 片道の使用距離が2 km以上 2,000円

(4) 交通機関等と自動車等併用者

区 分	手 当 額
「1箇月当たりの運賃相当額等の額 + (2)又は(3)による手当額」	支給単位期間に係る(1)による手当額 + (2)又は(3)による手当額

別表第6 (第15条関係)

資格手当

対 象 資 格	手 当 額
技術士	30,000円
設備設計一級建築士	30,000円
一級建築士(構造設計含む。)	10,000円

別表第7 (第16条関係)

賞与の在職期間支給割合表

6月期・12月期		3月期	
在 職 期 間	支給割合	在 職 期 間	支給割合
5箇月以上6箇月未満	100分の80	10箇月以上12箇月未満	100分の80
		8箇月以上10箇月未満	100分の70
3箇月以上5箇月未満	100分の60	6箇月以上8箇月未満	100分の60
		4箇月以上6箇月未満	100分の50
3箇月未満	100分の30	2箇月以上4箇月未満	100分の40
		2箇月未満	100分の30